税の申告はお早めに 2月16日から3月15日まで

【問合先】税務課 ☎388-1112

平成17年分所得税の確定申告および平成18年度町県民税の申告相談が始まります。 例年、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。 なお、住宅借入金等特別控除および医療費等の還付申告書は2月16日(木)以前でも提出することが できます。

所得税確定申告および町県民税の申告受付相談日(●印は相談日)

【受付時間】午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く)

月	日	曜日	税 務 課 職 員			В	П	曜	税務課職員	税 務 署 員
			役 場	松枝公民館	総合会館	月	日	曜日	役 場	役場 第1会議室(2階) (午前9時30分~午後4時)
2	16	木			•	3	1	水	•	●所得税
	17	金			•		2	木	•	●所得税
	20	月			•		3	金	•	●所得税●資産税
	21	火		•			6	月	•	
	22	水		•			7	火	•	
	23	木		•			8	水	•	
	24	金		•			9	木	•	
	27	月	•				10	金	•	
	28	火	•				13	月	•	
							14	火	•	
							15	水	•	

- ※今年、役場住民課前ロビーでの申告受付は2月27日(月)からです。24日以前は、役場税務課窓口では申告受付を行いませんのでご注意ください。
- ※土地建物や株式などの譲渡所得・贈与税の申告受付・相談は、3月3日(金)税務署員による出張申告受付相談をご利用いただくか、岐阜南税務署の確定申告会場(各務原市産業文化センター、マーサ21)をご利用ください。

岐阜南税務署の確定申告会場 (会場の混雑状況によって、受付を早めに終了する場合があります)

会場	開設期間	開設時間
各務原市産業文化センター 各務原市那加桜町2-186	2月13日(月)~3月15日(水)	午前9時~午後5時
マーサ21 (岐阜北税務署と合同開設) 岐阜市正木1599-1	2月1日(水)~3月15日(水)	午前9時~午後5時

※この期間中、税務署では申告相談は行いませんので注意してください。

◇なお、確定申告期間中は、平日(月~金曜日)以外でも2月19日(日)・26日(日)の2日間に限り、マーサ 21で確定申告の相談、申告書の受付を行います。

【開設時間】午前9時~午後5時

◇このほか、笠松町で出張申告受付相談を行いますので、ご利用ください。

◎税務署による出張申告受付相談日

月	日	曜日	申 告 受 付・相 談 内 容	会場・時間		
	1	水	所得税(事業所得など)、消費税	笠松町役場		
3	2	木	所得税(事業所得など)、消費税	第1会議室(2階)		
	3	金	所得税(事業所得、土地や株式など譲渡所得)・贈与税	午前9時30分~午後4時		